

2024年7月19日

各 位

会社名 株式会社アイネット  
 代表取締役  
 代表者名 兼社長執行役員 佐伯 友道  
 (コード番号 9600 東証プライム市場)  
 問合せ先 執行役員 石橋 一央  
 総務人事本部長  
 電 話 (045) 682-0805

**当社取締役等に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年8月16日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 40,000株
(3) 処分価額	1株につき2,015円
(4) 処分価額の総額	80,600,000円
(5) 割当予定先	当社取締役5名（※） 16,000株 当社執行役員12名 12,000株 当社子会社取締役10名 12,000株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年4月17日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じ。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入するとともに、2020年6月24日開催の第49回定時株主総会および2024年6月25日開催の第53回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額100百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び、譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。また、本制度により取締役に発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年50,000株以内とすることとしています。

今般、当社は、(i) 本日開催の取締役会の決議により、当社の取締役5名及び執行役員12名（以下「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象役員の職責の範囲その他諸

般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計56,420,000円を付与しました。また、(ii) 当社の子会社である株式会社ISTソフトウェアは、その取締役会決議により、本制度と同様の目的から、同社の取締役6名に対し、金銭報酬債権14,105,000円を、(iii) 当社の子会社である株式会社ソフトウェアコントロールは、その取締役会決議により、本制度と同様の目的から、同社の取締役4名（以下、株式会社ISTソフトウェアの取締役と総称して「対象子会社取締役」といいます。）に対し、金銭報酬債権10,075,000円をそれぞれ付与しました。その上で、当社は、これらの金銭報酬債権の合計80,600,000円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金2,015円）、当社の普通株式40,000株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決定いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。また、対象子会社取締役との間でも、概ね同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

##### (1) 譲渡制限期間

対象役員は、2024年8月16日（払込期日）から当社の取締役又は執行役員を退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が、2024年8月16日（払込期日）から2025年7月1日が到来した時点までの間（以下「本役務提供等期間」といい、このうち払込期日から2025年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間を役務提供期間とする。）、継続して、当社の取締役又は執行役員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供等期間において、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は執行役員を退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

##### (3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

##### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年7月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,015円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上